

東神楽町教育大綱



令和7年7月
東神楽町
東神楽町教育委員会

はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地方教育行政法」という。）が、平成27年4月に一部改正されたことに伴い、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する国の「教育振興基本計画」における基本的な方針を参酌し、地域の実情に応じて、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。

また、大綱の策定については、地方教育行政法第1条の4第1項に基づき設置した「総合教育会議」において協議・調整を行うこととされています。

平成26年6月に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、新しい教育委員会制度がスタートし、町長と教育委員会が教育政策について議論することを目的とした「総合教育会議」において、本町の教育の目的や施策の根本的な方針である「東神楽町教育大綱」を策定しました。

東神楽町教育大綱は、町の最上位計画である「第8次東神楽町総合計画」と整合性を図り策定されたものであることから、当該総合計画の対象期間と同じ令和6年3月をもって計画期間を満了しています。このことに伴い、同大綱を改定し、「第2期東神楽町教育大綱」（以下「教育大綱」という。）を策定するものです。

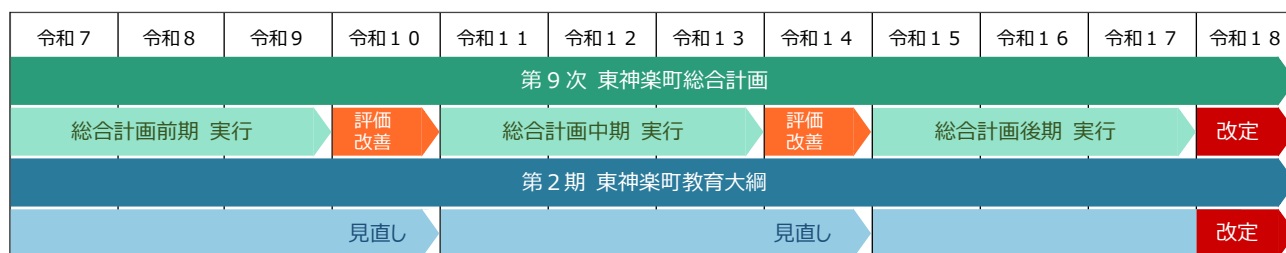
教育大綱の考え方

教育大綱は、地方教育行政法第1条の3第1項の規定に基づき、東神楽町の教育等の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

本町の教育行政は、国の「教育振興基本計画」を参酌するとともに、北海道教育委員会が策定した「北海道教育推進計画」と必要な連携を図り、「第9次東神楽町総合計画」（以下「総合計画」という。）の教育に関する政策目標や将来像の実現に向けた施策に取り組むこととしています。

今回策定する教育大綱では、本町の教育行政の運営方針や施策の方向性を定めた「東神楽町教育ビジョン」の内容を統合することで、町と教育委員会が教育施策の方向性を共有し、一致してより充実した教育行政の執行にあたることを目指すとともに、社会情勢の変化や多様化する町民ニーズのほか、新たに生じる課題に対して、柔軟に、かつ、的確に対応した教育施策の展開を図ります。

なお、今回策定する教育大綱の計画期間は、令和7年度から令和18年度までの12年間としますが、この期間内における総合計画の見直し時期のほか、教育を取り巻く環境や情勢に大きな変化などが生じた場合など、大綱の見直しが必要と判断した場合には、その都度総合教育会議で協議を図ることとします。

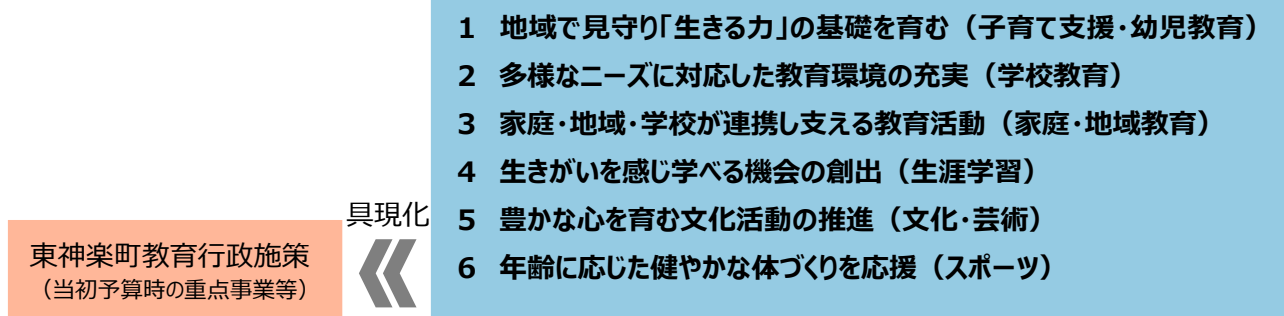
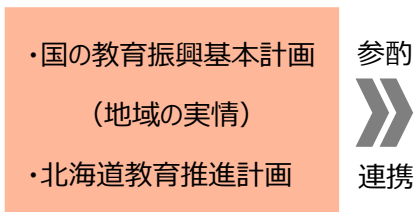
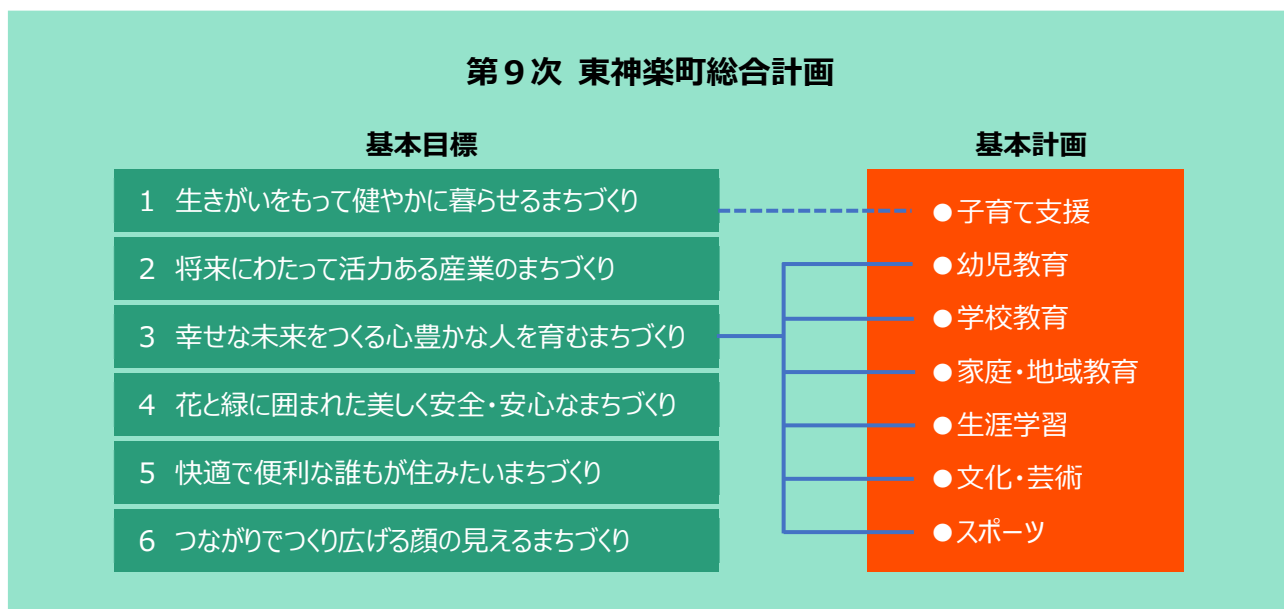


教育大綱の位置づけ

教育大綱の上位計画となる総合計画では、目指す将来像を「花と大地と笑顔の東神楽～次世代に受け継ぐ幸せな暮らし～」とし、この将来像実現のための基本目標（「1：生きがいをもって健やかに暮らせるまちづくり」「2：将来にわたって活力ある産業のまちづくり」「3：幸せな未来をつくる心豊かな人を育むまちづくり」「4：花と緑に囲まれた美しく安全・安心なまちづくり」「5：快適で便利な誰もが住みたいまちづくり」「6：つながりでつくり広げる顔の見えるまちづくり」）を、次世代においても持続可能なまちづくりにつなげていくこと目指しています。

町が目指す将来像の実現には、持続可能な社会の創り手の育成が不可欠と考え、総合計画の基本目標3「幸せな未来をつくる心豊かな人を育むまちづくり」を主眼に教育施策を展開します。

また、町が目指す将来像の実現に向けた教育行政の基本理念のもと、重点的に取り組むべき6つの推進施策における「基本方針」と「主要施策」を示し、計画期間中における毎年度の教育行政施策（当初予算における重点事業等）を具現化するものとして位置づけます。



幸せな未来をつくる心豊かな人づくりへの展望

不登校やいじめの重大事態の増加、コロナ禍でのグローバルな交流や体験活動の停滞、家庭や地域を取り巻く環境の変化など様々な課題を踏まえ、国では令和5年6月16日に「第4期教育振興基本計画」が閣議決定され、教育政策の基本的な方針として「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が掲げられました。

本町では、人口が減少局面に入り、学校における児童生徒数も令和元年度以降減少に転じています。本町がこれからも活力あふれる町として持続していくためには、質の高い教育により、自らの郷土に愛着を持ち、課題解決などを通じて持続可能な社会を維持・発展させていく人材の育成が求められています。

また、少子高齢化、国際化、情報化の一層の進展、環境や安全・安心への意識の高まりなど、社会・経済情勢の急速な変化に伴い、住民の学習ニーズが多様化、高度化する中、町民一人ひとりが生涯にわたり生きがいをもって学習活動を行い、その成果が適切に評価され、地域社会の発展に生かされる、まちづくりの一環としての学習環境づくりが求められています。

本町ではこれまで、生きる力を育む教育として、確かな学力・豊かな心・健やかな体がバランスよく身についた児童生徒の育成を進めるとともに、小学校における外国語活動の早期実施や海外の姉妹校との交流の実施などによるグローバル化対応の取り組みや、小中一貫教育の推進、ICT機器の活用による多様な教育的ニーズに対応した教育の充実を図るなど、社会や時代の変化への対応を積極的に取り入れています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、中止、縮小してきた事業の在り方を工夫するとともに、生涯にわたって学び続け、地域とのつながりを保つ中で自己実現を図れるよう、健康増進や文化交流、趣味・教養などの特色ある学習プログラムの提供のほか、地区公民館を含めた社会教育施設を活動拠点とし、誰もが地域社会の中で孤立することなく、生きがいをもって活躍できる交流の場を創出しています。

こうした学校や地域での教育行政の様々な取り組みを行う中で、本町が目指す「人づくり」とは、一人ひとりが心豊かに生き、持続可能な社会を共に創り上げていくことができる社会であると言えます。この実現に向け、子どもたちの主体性、創造性、協調性といった資質・能力を育むとともに、生涯にわたる学びを通して、町民全体の幸福感や満足感を高めていくことは不可欠であり、学校教育と社会教育が車の両輪となり、それぞれの強みを活かしながら連携し、未来を担う子どもたちの成長と、地域社会全体の精神的豊かさの実現に向けて、教育大綱に基づいた施策を計画的に推進してまいります。

推進施策

基本方針１ 地域で見守り「生きる力」の基礎を育む（子育て支援・幼児教育）

- 1) 保育サービスの充実
- 2) 地域で子どもを見守り育てる環境づくり
- 3) 子育て世帯への経済的支援
- 4) 発達支援体制の充実
- 5) 教育環境の充実
- 6) 小学校との連携強化
- 7) 私立幼稚園や認定こども園への助成

基本方針２ 多様なニーズに対応した教育環境の充実（学校教育）

- 1) 「生きる力」を育む教育の推進
- 2) 家庭や地域社会とともに進める教育の推進
- 3) 児童生徒の心のケア
- 4) 多様なニーズに対応した教育環境の整備
- 5) 外国語教育の充実
- 6) 環境教育の充実

基本方針３ 家庭・地域・学校が連携し支える教育活動（家庭・地域教育）

- 1) 家庭教育支援体制の充実
- 2) 公民館活動の充実支援
- 3) 関係団体間のネットワーク化の促進
- 4) 部活動の地域展開

基本方針４ 生きがいを感じ学べる機会の創出（生涯学習）

- 1) 生涯学習施設の機能強化・有効活用
- 2) 図書館機能の充実と読書活動の促進
- 3) 指導者の育成・確保と有効活用
- 4) 関係団体などの育成
- 5) 特色ある学習プログラムの整備と提供

基本方針５ 豊かな心を育む文化活動の推進（文化・芸術）

- 1) 文化・芸術団体、指導者の育成
- 2) 文化イベントなどの充実
- 3) 郷土資料の保存と活用の促進

基本方針６ 年齢に応じた健やかな体づくりを応援（スポーツ）

- 1) 生涯にわたるスポーツ活動の推進
- 2) スポーツ環境の充実化
- 3) 子どもの体力向上の促進

基本方針１ 地域で見守り「生きる力」の基礎を育む（子育て支援・幼児教育）

安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに向け、地域における多様な子育て支援の充実を図るほか、幼児一人ひとりの発達や特性に応じ、豊かな心と健やかな体を育むため、幼稚園や保育園、認定こども園などにおける教育・保育環境の充実や小学校を含めた連携強化を進めます。

◎主要施策

１）保育サービスの充実

待機児童を出さないよう十分な体制を維持していくとともに、認定こども園や子育て支援センター、放課後児童クラブ、第三の居場所などにおける保育環境の整備や保育内容の充実はもとより、町内の認定こども園及び幼稚園との連携強化を図りながら、「幼児教育・保育の無償化」の適正な運用及び「こども誰でも通園制度」の導入を進め、円滑な保育の実施を図ります。

２）地域で子どもを見守り育てる環境づくり

「こども家庭センター」の設置とともに、子育て支援ボランティアなどによる地域で子どもを見守り育てる環境づくりの取組みを推進するほか、ヤングケアラーへの適切な支援を実現するために、要保護児童対策協議会を中心とした相談体制の充実を図るなど、妊娠期から子育て期に行われる様々な施策を通じて切れ目のない相談支援を保健・福祉・教育が一体となって行います。

３）子育て世帯への経済的支援

１８歳の年度末までの子どもの入・通院医療費の無料化をはじめ、子どもの任意予防接種助成事業、ひとり親家庭等医療費助成事業、幼児教育・保育施設給食費助成事業の実施など、子育て世帯への経済的支援を図ります。

４）発達支援体制の充実

子ども一人ひとりの発達状況やニーズに合わせた質の高い支援を提供するため、職員の資質向上を目的に、各種研修の参加促進を図ります。また、増え続けるニーズへの対応や支援をおこなうために職員確保や発達支援センターの支援内容充実を図ります。

５）教育環境の充実

保護者の働き方により多様化するニーズへの対応や、豊かな心と健やかな体を育むため、預かり保育などを含めた幼児教育の指導体制の充実を図ります。

６）小学校との連携強化

幼児期で学んだ経験が義務教育及びその後の教育へと円滑につながるよう、認定こども園と小学校との交流の場の拡充をはじめ、幼稚園・保育園と小学校との連携強化を図ります。

７）私立幼稚園や認定こども園への助成

保護者の経済的負担の軽減及び幼児教育の一層の普及・充実を図るため、幼児教育・保育施設給食費助成事業の推進や私立幼稚園、認定こども園への助成を行います。

基本方針２ 多様なニーズに対応した教育環境の充実（学校教育）

将来の予測が難しい不確実な時代を生き抜くための力の育成と、自己肯定感が高く、地域の幸せや豊かさを感じることができる児童生徒の育成に向け、多様なニーズに対応できる教育環境の整備を推進します。

◎主要施策

１）「生きる力」を育む教育の推進

知・徳・体がバランスよく身についた児童生徒の育成のための施策を推進します。また、体験活動の充実、外国語指導助手の配置による外国語教育の推進、総合的な学習の時間を中心としたキャリア教育のさらなる推進、ＩＣＴ機器の活用、「全国体力・運動能力等調査」の結果を活用した個々の課題に応じた運動の機会の設定、食育推進計画に基づいた食育の推進など、「生きる力」を育むための取組みの充実を図ります。

２）家庭や地域社会とともに進める教育の推進

幼・保・小・中の連携やコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の活用など、地域とともにある学校づくりに取り組みます。また、職場体験などの体験学習の機会を設けるとともに、地域に開かれ、信頼される安全・安心な学校づくりの推進を図ります。

３）児童生徒の心のケア

様々な課題を抱える児童生徒に対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの継続的な配置や周知により、相談体制や児童生徒の心のケアの体制充実、学校内外の居場所づくりを一層推進します。また、いじめの未然防止、積極的な認知、早期対応及び各関係機関との連携により、いじめ防止対策に必要な取組みを実施します。

４）多様なニーズに対応した教育環境の整備

不登校や特別支援学校に通う児童生徒数の増加傾向を踏まえ、特別支援教育支援員の適切な配置や、教育ＤＸの推進などにより、多様な教育ニーズを有する児童生徒の一人ひとりの能力・可能性を最大限に伸ばすための教育環境の整備を推進します。

５）外国語教育の充実

国際化に対応した国際理解教育の充実、国際共通語である英語力の向上に向け、外国語指導助手の適正配置など、幼児期から義務教育段階の全期間において、外国語教育の一層の充実を図ります。また、台湾にある姉妹校との連携や留学生派遣事業を引き続き実施します。

６）環境教育の充実

再生エネルギーの活用など、環境負荷に配慮した教育施設の整備のほか、ＳＤＧｓの視点に立った環境教育を推進します。

基本方針３ 家庭・地域・学校が連携し支える教育活動（家庭・地域教育）

家庭・地域・学校の連携協力のもと、子育てのための学習機会の提供や子育て支援グループの育成など家庭教育機能の向上を図ります。また、地域の教育機能とコミュニティ活動の中核を担う地区公民館との連携を深め、地域教育機能の一層の充実を図ります。

◎主要施策

１）家庭教育支援体制の充実

健やかな子育てを目指す家庭教育機能と地域社会が一体となった地域教育機能の充実を図ります。また、子育てのための学習機会の提供や子育て支援グループの育成、広報誌による情報発信、教育アドバイザーの適切な配置などにより、家庭教育機能の向上を図ります。

２）公民館活動の充実支援

地域の教育機能とコミュニティ活動の中核を担う地区公民館との連携を深めるとともに、関係団体への支援を通じて地域教育機能の一層の充実を図るほか、地区公民館役員の担い手不足などの課題解決に向けた取組みを推進します。

３）関係団体間のネットワーク化の促進

少年団活動をはじめ、祭り、イベントに取り組むサークル・団体、老人クラブなどの既存組織が連携する仕組みづくりなど関係団体間のネットワーク化の促進を図るほか、地域と学校が連携・協力して子どもたちの成長を支える地域学校協働本部をはじめ、地域全体で学校を支援する体制づくりを進めます。

４）部活動の地域展開

子どもたちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するために、地域の実情を踏まえながら部活動の地域展開に向けた環境整備を進めます。

基本方針4 生きがいを感じ学べる機会の創出（生涯学習）

町民一人ひとりが生涯にわたって、いつでも、どこでも、だれでも自発的に学習活動を行い、自己を高め、その成果が生かされる生涯学習社会の形成に向け、生涯学習施設の整備充実及び利活用の推進、世代間交流の視点を踏まえた指導者の確保、特色ある講座・教室の開催に努めます。

◎主要施策

1) 生涯学習施設の機能強化・有効活用

町民だれもが自発的意思に基づいて生涯にわたって学習ができるよう公民館やコミュニティーセンターなどの生涯学習施設の整備・充実、機能強化及び有効活用を図るとともに、「公共施設予約システム」の導入を通じた利用促進を進めます。

2) 図書館機能の充実と読書活動の促進

東神楽町図書館では、町民ニーズに応じた蔵書の充実をはじめ、レファレンス機能の強化や学校図書館との連携強化を図ります。また、子ども読書活動推進計画に基づき、絵本の配布をはじめ乳幼児期から本との接点を創出するなど、成長の各段階に応じて子どもが本に親しむ機会の充実に向けた取組みを推進します。

3) 指導者の育成・確保と有効活用

多様な分野における指導者やボランティアの育成・確保を図るとともに、教育アドバイザーや生涯学習コーディネーターの配置を進めます。特に、多様な知識・技能を持つ団塊の世代の社会参加を促進するなど世代間交流を推進します。

4) 関係団体などの育成

各種の社会教育団体や学習団体・サークルの育成、学習活動の支援を実施し、町民の自主的な学習活動、地域ぐるみの学習活動の活発化を促進します。

5) 特色ある学習プログラムの整備と提供

各世代の学習ニーズに対応した学習機会の充実に向け、旭川市立大学との包括連携協定や域内外の大学・研究機関との連携による「知のネットワーク」づくりに取り組むとともに、地域おこし協力隊などの外部人材との連携などによる特色ある講座・教室の開催を推進します。

基本方針５ 豊かな心を育む文化活動の推進（文化・芸術）

豊かで生きがいに満ちた暮らしの確保と地域文化の継承・創造に向け、文化連盟や文化芸術団体への支援、文化芸術に触れる機会の充実に努め、文化ホールなどの公共施設を活用した町民主体の文化芸術活動を促進します。また、文化財の保護と活用のほか、郷土資料展示室の充実を図ります。

◎主要施策

１）文化・芸術団体、指導者の育成

関係団体と協働しながら、各種芸術・文化団体の育成や立ち上げを含めた支援を実施するとともに、指導者やボランティアの育成・確保を図り、町民の自主的な芸術・文化活動の一層の活発化を促します。

２）文化イベントなどの充実

地域の特色を生かした文化祭、講演会や展覧会の開催など魅力ある文化行事の企画・開催を町民との協働のもとに進め、複合施設はなのわ文化ホール花音の活用拡大に向けた継続的な検討のほか、多様な芸術・文化を鑑賞する機会や活動成果を発表する機会の充実を推進します。

３）郷土資料の保存と活用の促進

公園や公共施設などに設置の屋外彫刻や絵画などの芸術作品、郷土資料や埋蔵文化財などの文化的価値の高い資料のより一層の整備、利活用の促進及び文化保護の体制の確立を図ります。また、文化財の展示・学習施設である郷土資料展示室の充実や展示の工夫を図ります。

基本方針６ 年齢に応じた健やかな体づくりを応援（スポーツ）

すべての町民が生涯にわたってスポーツや健康づくりを行うことができるよう、スポーツ施設の充実及び管理運営体制の充実を図るとともに、スポーツ協会やスポーツ少年団、地域クラブへの支援のほか、年齢層に応じたスポーツの普及促進に努めます。

◎主要施策

１）生涯にわたるスポーツ活動の推進

スポーツの必要性や重要性に関する広報・啓発活動を推進します。また、各種スポーツ大会やスポーツ教室、各種行事などの内容及び運営体制の充実を図り、参加促進に向けた周知を実施します。さらに、競技経験のある町民や地域おこし協力隊などの新たな指導者の確保に努めるとともに、関係団体と連携した講習会や研修プログラムの提供による指導者やボランティアの育成を図ります。

２）スポーツ環境の充実化

各種スポーツ施設について、老朽化の状況や利用ニーズに即した適切な維持管理、設備の充実化、利用促進を図ります。また、総合型地域スポーツクラブや各種スポーツ団体、地域クラブへの支援のほか、各種競技の第一線で活躍する選手を講師に招き、トップアスリートから学ぶスポーツ教室などを実施することにより、多様化するスポーツ少年団の活動を支援します。

３）子どもの体力向上の促進

関係団体などと連携し、子どもが体を動かすことの楽しさを発見できるよう、学校やスポーツ施設などに子ども向けの運動器具や遊具の整備を進めるとともに、各種教室や講座などを通じて子どもの体力向上の促進を図ります。

第2期 東神楽町教育大綱

発行年月 令和7年7月
発行 東神楽町／東神楽町教育委員会
編集 東神楽町教育委員会 教育推進課

〒071-1592
北海道上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号
(代表) TEL:0166-83-2111 FAX:0166-83-4180